

令和 8 年 7 月 16 日

発注予定一覧（見積依頼）

教育環境整備室
担当：坪田
TEL：075-256-0090

1 概要

京都御池中学校・複合施設の建築設備・防火設備点検を依頼したく、期日までに見積書をご提出いただきますようお願いいたします。

2 見積書提出期限

郵送、持参、または電子メールのいずれかの方法で、令和 8 年 7 月 30 日（木）11 時までにご提出ください。

送付・持参先：604 - 0955 京都市中京区柳馬場通御池上る虎石町 4 5 - 3 他
京都御池中学校・複合施設内 中央監視室 坪田
メールアドレス：xj486-tsubota@edu.city.kyoto.jp

3 発注内容等

建築設備・防火設備点検

4 見学会、説明会の開催

令和 8 年 7 月 22 日（水）13 時から簡単な見学会と説明会を開催します。
※他、消防点検業務の発注に関する見学会、説明会を兼ねる形とします。

5 納入場所

上記送付先と同じ

6. 委託業務期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで（納期は調整可能）

【留意事項】

- （1）京都市競争入札参加有資格者に限ります。
- （2）見積書の宛先は『京都市長』としてください。
- （3）見積金額には消費税及び地方消費税相当額を除く金額（税抜き）を記載してください。
- （4）押印なしの見積書も受け付けます。その場合、担当者氏名及び連絡先を明記してください。
- （5）同額での見積書が提出された場合、先に受け付けた事業者様を優先します。
- （6）契約決定事業者様にのみ、令和 8 年 7 月 30 日（木）12 時までに電話でご連絡します。

業務委託仕様書

1 委託業務名

京都御池中学校・複合施設の建築設備等についての定期点検業務委託

2 委託期間

令和8年8月3日(月)から令和9年1月29日(金)まで

3 委託業務

- (1) 教育委員会教育環境整備室(以下「発注者」という。)は、受注者に対し、建築基準法(以下法という。)第12条4項による建築設備、防火設備の規定に基づく定期点検業務について、次の事項を委託する。

- ① 現地での点検の実施
- ② 定期点検報告書への状況記入

- (2) 定期点検結果の判定及び報告

定期点検結果について判定のうえ、発注者及び点検対象施設へ報告する。

- (3) (1)の点検結果において、要是正報告項目がある場合は、「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」を参考に、重大な事故等につながる恐れのある指摘内容があるかを確認し、ない場合はその旨を、ある場合は、想定被害内容、是正方法及び是正に要する概算費用を検討し、その結果を報告する。

4 点検の対象物

- (1) 京都御池中学校
- (2) 京都老人デイサービスセンター
- (3) おいけあした保育園
- (4) 賑わい施設(3施設)
- (5) 柳池学区自治会館(別棟)
- (6) 柳池消防分団(別棟)
- (7) 共用施設他

5 点検の対象項目

前項4項の各施設について、次の(1)(2)項について点検する。

- (1) 建築設備(昇降機を除く)

法第12条4項に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明設備、給水設備及び排水設備を点検する。なお、地中埋設部分等構造体の内部状況においては、外部に異常を認めない限り適正な状態にあるとみなす。

- (2) 防火設備

法第12条4項に基づき、防火シャッター、随時閉鎖式防火扉を点検する。

6 点検基準

前項の(1)項から(3)項につき、次の各項にある告示や規則等による様式、基準に従い、定期調査報告書、定期検査報告書、消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書、防火対象物点検結果報告書を作成する。

(1) 建築設備(定期検査報告書)

建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年3月10日国土交通省告示285号)別記様式、別表、別添様式 令和7年7月1日施行

(2) 防火設備(定期検査報告書)

- ① 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成28年5月2日国土交通省告示723号) 別記様式、別添1様式、別添2様式
- ② 京都市定期報告制度の調査・検査内容の見直しについて(令和7年7月施行)

7 点検の資格

点検者は次の資格のいずれかを所持していること

必 要 な 資 格	建築設備	防火設備
1 級 建 築 士	○	○
2 級 建 築 士	○	○
建築設備等検査員	○	○
消 防 設 備 士	—	—
防火対象物点検資格者	—	—

8 貸与品

- (1) 受注者は、学校平面図、計画通知の写し、過去の法12条点検資料、その他業務に必要な書類で、発注者が貸与可能と判断する資料等(以下「貸与資料」という。)を発注者から借り受けることが出来る。
- (2) 受注者は、貸与資料を受けたときは、引渡の日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、貸与資料等について責任をもって取り扱わなければならない。万一、破損した場合には、受注者の責任において原状に復して返還しなければならない。
- (4) 受注者は、委託業務完了後に発注者へ貸与された資料等をすべて返却しなければならない。

9 委託業務の着手など

- (1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、担当技術者通知書を提出し、発注者の承認を受けること
- (2) 受注者は、事前もしくは初回点検時に施設管理者から書面(様式不問)によるヒアリングを実施すること
(ヒアリング内容の例)
 - ・設備の異常(照明、換気、排煙、非常用設備等)
 - ・日常転園、使用上で気になる事項全般
 - ・過去に修繕を行った個所やその経過

- (3) 受注者は、発注者の指示を受け、委託の条件及び仕様書の内容を十分に把握しなければならない。
- (4) 受注者は、点検計画の内容を変更する場合は、その都度発注者と協議しなければならない。
- (5) 受注者は、この契約について受注者の一括再委託契約は認めない。
- (6) 受注者は、成果品(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的にしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 受注者は、業務上知り得た事項を当該業務に関わる者以外に漏らしてはいけない。
- (8) 受注者は、発注者の求めに応じて、進捗状況等の報告をしなければならない。
- (9) 受注者は、業務を完了したときは、その成果品を発注者の指定する場所に納品し、発注者又は発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。
- (10) 受注者は、前項の検査に合格した時をもって業務を完了したものとし、当該検査に不合格となったときは、遅滞なくこれを引取り、速やかに当該成果品を補修又は再製し、改めて検査を受けなければならない。
- (11) 受注者は、前項の検査に合格したときは、発注者の定める手続き及び書式に従って、速やかに発注者に対し契約金額の支払いを請求するものとする。
- (12) 本業務委託に関わる委託料は、業務完了後一括で支払う。

10 その他

- (1) 点検実施日は、事前に点検対象施設と日程調整を行い、原則として点検施設の指示に従うこと。
- (2) 受注者は、業務の実施について、発注者又発注者の指定する職員(担当職員)の指示又は監督に従わなければならない。
- (3) 受注者は、点検業務に際しては、点検作業者の所属会社名、氏名、資格証を明らかにし、点検対象施設の施設管理者の許可を受けてから、施設管理者の立会のもとに行う。
- (4) 受注者は、業務実施に当たり点検作業に従事する者の氏名及び資格を発注者に通知しなければならない。
- (5) 点検実施に当たり、建物及び付属物を滅失又は破損することにならないよう、細心の注意をもって点検に当たること。万一、事故が生じた場合は、受注者の責任において賠償すること。
- (6) 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態、施錠状態を再度確認する事により、必ず元の状態に復元しておくこと。
- (7) 受注者は、委託業務の内容が、仕様書又は発注者の指示、もしくは受注者と発注者との協議や打合せの内容と適合しない場合において、発注者から修正を求められたときは、速やかに応じなければならない。
- (8) 受注者は、委託業務の遂行に必要な場合を除き、発注者の許可なく報告書等(協議及び打ち合せ時の記録を含む。)の内容を、他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。
- (9) 受注者は発注者の求めに応じて、進捗状況を報告しなければならない。
- (10) その他詳細については、発注者の指示によるものとする。

11 成果品

- (1) 建築設備の定期検査報告書
本仕様書「4」の点検対象物を複合施設として1冊にまとめ報告書として、3部作成する。
- (2) 防火設備の定期検査報告書
本仕様書「4」の点検対象物を複合施設として1冊にまとめ報告書として、3部作成する。

12 点検結果報告書の提出方法

- (1) 京都御池中学校・複合施設の管理室に提出すること。
- (2) 各報告書は A4版とし、製本テープで束ねて必要数を束ねて提出すること。
- (3) 電子データはエクセル又はワードデータとし、CD 又は DVD に保存して提出すること。

13 連絡先

- (1) 点検の日程調整、現地での確認、本仕様書に関する質問等

京都市中京区柳馬場通御池上る虎石町45－3他

京都御池中学校・複合施設内 管理室 坪田

電話番号:075－256－0090

メールアドレス:xj486-tsubota@edu.city.kyoto.jp

- (2) 契約、支払事務等に関すること

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

教育委員会教育環境整備室 菅野

電話番号:075－222－3796

メールアドレス:k-sugano@edu.city.kyoto.jp

点検様式3-1

定期点検記録
(建築設備（昇降機を除く。）)

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

令和 年 月 日

施設管理者

【1. 対象建築物】	
【イ. 所在地】	
【ロ. 名称のフリガナ】	
【ハ. 名称】	
【ニ. 用途】	
【2. 管理者】	
【イ. 氏名のフリガナ】	
【ロ. 氏名】	
【ハ. 郵便番号】	
【ニ. 住所】	
【ホ. 電話番号】	
【3. 点検による指摘の概要】	
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり（ ☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】	
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有（令和 年 月に改善予定） ☐ 無
【ニ. その他特記事項】	

(第二面)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】									
【イ. 階数】	地上	階	地下	階					
【ロ. 建築面積】				m ²					
【ハ. 延べ面積】				m ²					
【ニ. 点検対象建築設備】 ☐ 換気設備 ☐ 排煙設備 ☐ 非常用の照明装置 ☐ 給水設備及び排水設備									
【2. 確認済証交付年月日等】									
【イ. 確認済証交付年月日】	昭和・平成・令和	年	月	日	第	号			
【ロ. 確認済証交付者】	☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()								
【ハ. 検査済証交付年月日】	昭和・平成・令和	年	月	日	第	号			
【ニ. 検査済証交付者】	☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()								
【3. 点検日等】									
【イ. 今回の点検】	令和	年	月	日	実施				
【ロ. 前回の点検】	☐ 実施 (令和 年 月 日報告) ☐ 未実施								
【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】	☐ 有 ☐ 無								
【4. 換気設備の点検者】									
(代表となる点検者)									
【イ. 資格等】	()	建築士	()	登録第	号				
		建築設備検査員		第	号				
【ロ. 氏名のフリガナ】									
【ハ. 氏名】									
【ニ. 所属又は勤務先】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号				
【ホ. 郵便番号】									
【ヘ. 所在地】									
【ト. 電話番号】									
(その他の点検者)									
【イ. 資格】	()	建築士	()	登録第	号				
		建築設備検査員		第	号				
【ロ. 氏名のフリガナ】									
【ハ. 氏名】									
【ニ. 所属又は勤務先】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号				
【ホ. 郵便番号】									
【ヘ. 所在地】									
【ト. 電話番号】									
【5. 換気設備の概要】									
【イ. 無窓居室】	☐ 自然換気設備 (系統 室) ☐ 機械換気設備 (系統 室)								
	☐ 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)								
	☐ その他 (系統 室) ☐ 無								
【ロ. 火気使用室】	☐ 自然換気設備 (系統 室) ☐ 機械換気設備 (系統 室)								
	☐ その他 (系統 室) ☐ 無								
【ハ. 居室等】	☐ 自然換気設備 (系統 室) ☐ 機械換気設備 (系統 室)								
	☐ 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)								
	☐ その他 (系統 室) ☐ 無								
【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】	☐ 個別パッケージ ☐ 全空気 ☐ ヒートポンプ								
	☐ ファンコイルユニット併用 ☐ その他 ()								
【ホ. 防火ダンパーの有無】	☐ 有 ☐ 無								
【6. 換気設備の点検の状況】									
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし								
【ロ. 指摘の概要】									
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無								
【7. 換気設備の不具合の発生状況】									
【イ. 不具合】	☐ 有 ☐ 無								
【ロ. 不具合記録】	☐ 有 ☐ 無								
【ハ. 改善の状況】	☐ 実施済 ☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定)								
	☐ 予定なし								

【8. 排煙設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

☐ 階避難安全検証法 (階) ☐ 全館避難安全検証法
☐ その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロ

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【ホ. 居室等】 ☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 無

【ヘ. 予備電源】 ☐ 蓄電池 ☐ 自家発電装置 ☐ 直結エンジン ☐ 無

【10. 排煙設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無

【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無

【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし

【12. 非常用の照明装置の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【イ. 照明器具】 ☐ 白熱灯 (灯) ☐ 蛍光灯 (灯) ☐ その他 (灯)
 【ロ. 予備電源】 ☐ 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
 ☐ 蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
 ☐ 自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
 ☐ 蓄電池 (別置形) ・ 自家発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
 ☐ 無

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有（令和 年 月に改善予定） ☐ 無

【イ、不具合】 ☐有 ☐無
 【ロ、不具合記録】 ☐有 ☐無
 【ハ、改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（令和 年 月に改善予定） ☐予定なし

【卜. 電話番号】

【イ. 飲料水の配管設備】☐給水タンク（ 基 m³） ☐貯水タンク（ 基 m³）
☐その他（ ）

【ロ. 排水設備】 ☐排水槽（☐汚水槽 ☐雑排水槽 ☐合併槽 ☐雨水槽・湧水槽）
☐排水再利用配管設備 ☐その他（ ）

【ハ. 圧力タンクの有無】☐有 ☐無

【ニ. 給湯方式】 ☐局所式 ☐中央式

【ホ. 湯沸器】 ☐開放式燃焼器 ☐半密閉式燃焼器 ☐密閉式燃焼器
☐その他（ ）

【ハ. 改善予定の有無】 ☐有（令和 年 月に改善予定） ☐無

【ハ、改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（令和 年 月に改善予定）
☐予定なし

【20. 備考】

(第三面)

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合等を 把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合等を 把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等

【3. 非常用の照明装置】

不具合等を 把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合等を 把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 建築基準法第12条又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 3欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に記録すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 3欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ロ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に記録すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、点検対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、点検の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる点検者並びに点検に係る建築設備に係るすべての点検者について記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室（建築基準法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する居室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 5欄の「ニ」並びに17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

⑮ 6 欄、10 欄、14 欄及び18 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3 条第2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑯ 6 欄、10 欄、14 欄及び18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

⑰ 6 欄、10 欄、14 欄及び18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑱ 前回点検時以降に把握した火災時の排煙設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1 欄、2 欄、3 欄又は4 欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1 欄、2 欄、3 欄又は4 欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1 欄、2 欄、3 欄又は4 欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑲ 9 欄の「イ」は、建築基準法施行令第129 条第3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令129 条の2 第3 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38 条（同法第67 条の2、第67 条の4 及び第88 条第1 項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68 条の25 第1 項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10 年法律第100 号）による改正前の建築基準法第38 条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑳ 9 欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、20 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

① 第三面の1 欄、2 欄、3 欄又は4 欄は、前回点検時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6 欄、10 欄、14 欄又は18 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表
(換気設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号			点 検 項 目 等	点検結果			備考
				指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）							
(1)	機 械 換 気 設 備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況				
(2)			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)			各居室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)			風道の取付けの状況				
(6)			風道の材質				
(7)			給気機又は排気機の設置の状況				
(8)			換気扇による換気の状況				
(9)	機 械 換 気 設 備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各室の換気量				
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	中 央 管 理 方 式 の 空 気 調 和 設 備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況				
(12)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(13)			空気調和設備の運転の状況				
(14)			空気ろ過器の点検口				
(15)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(16)		空 気 調 和 設 備 の 性 能	各居室の温度				
(17)			各居室の相対湿度				
(18)			各居室の浮遊粉じん量				
(19)			各居室の一酸化炭素含有率				
(20)			各居室の二酸化炭素含有率				
(21)			各居室の気流				
2 換気設備を設けるべき調理室等							
(1)	機 械 自 然 換 気 及 換 気 設 備	排気筒、排気フード及び煙突の材質					
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況					
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ					
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置					
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況					
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況					
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離					
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況					
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）					
(10)	機 械 換 気 設 備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況					
(11)		換気扇による換気の状況					
(12)		給気機又は排気機の設置の状況					
(13)		機械換気設備の換気量					
3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等							
(1)	そ へ の 外 壁 の 防 火 ダ ン パ ー 等 の あ る 開 口 部 分 を 除 く に 設 け る の も お し な い	防火ダンパーの設置の状況					
(2)		防火ダンパーの取付けの状況					
(3)		防火ダンパーの作動の状況					
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ					
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況					
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置					
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況					

番号	点 検 項 目 等	点検結果			備考
		指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
4 上記以外の点検項目					
特記事項					
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

（注意）

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(1/4)（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(1/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 4「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検記録表
(排煙設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目 等			点検結果			備考
				指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
1 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況				
(2)			排煙風道との接続の状況				
(3)			煙排出口の設置の状況				
(4)			煙排出口の周囲の状況				
(5)			屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況				
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(7)			作動の状況				
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況				
(9)			排煙機の排煙風量				
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置				
(12)			排煙口の周囲の状況				
(13)			排煙口の取付けの状況				
(14)			手動開放装置の設置の状況				
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況				
(17)			排煙口の開放の状況				
(18)			排煙口の排煙風量				
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(20)			煙感知器による作動の状況				
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(22)			排煙風道の取付けの状況				
(23)			排煙風道の材質				
(24)			防煙壁の貫通措置の状況				
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況				
(26)		防火ダンパー（外壁の開口部で延焼の恐れのある部分に設けるものを除く）	防火ダンパーの取付けの状況				
(27)			防火ダンパーの作動の状況				
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ				
(31)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況				
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(33)			排煙口及び給気口の周囲の状況				
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況				
(35)			手動開放装置の周囲の状況				
(36)			手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(37)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量				
(38)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(39)			煙感知器による作動の状況				
(40)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(41)			給気風道の材質				
(42)			給気風道の取付けの状況				
(43)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	防煙壁の貫通措置の状況				
(44)			給気送風機の設置の状況				
(45)	給気風道との接続の状況						

番号	点 検 項 目 等			点検結果			備考
				指摘 なし	要是正		
						既 存 不 適 格	
(46)	特 排 煙 な 設 備 の 構 造	特殊な構造の 排煙設備の 給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(47)			作動の状況				
(48)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(49)			給気送風機の給気風量				
(50)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(51)		特殊な構造の 排煙設備の 給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(52)			吸込口の周囲の状況				
(53)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
2 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー							
(1)	加 圧 防 排 煙 設 備	特別避難階段の階段室又は付室 及び非常用エレベーターの昇降 路又は乗降ロビーに設ける排煙 口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2)			給気口の周囲の状況				
(3)		排煙風道（隠蔽部分 及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(4)			排煙風道の取付けの状況				
(5)			排煙風道の材質				
(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況				
(7)			給気口の取付けの状況				
(8)			給気口の手動開放装置の周囲の状況				
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況				
(11)			給気口の開放の状況				
(12)		給気風道（隠蔽部分 及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(13)			給気風道の取付けの状況				
(14)			給気風道の材質				
(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(16)			給気風道との接続の状況				
(17)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況				
(18)			給気送風機の作動の状況				
(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(20)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(22)			吸込口の周囲の状況				
(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(24)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速				
(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置				
(26)			空気逃し口の周囲の状況				
(27)			空気逃し口の取付けの状況				
(28)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況				
(29)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置				
(30)			圧力調整装置の周囲の状況				
(31)			圧力調整装置の取付けの状況				
(32)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況				
3 令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	可 動 防 煙 壁	手動降下装置の作動の状況					
(2)		手動降下装置による連動の状況					
(3)		煙感知器による連動の状況					
(4)		可動防煙壁の材質					
(5)		可動防煙壁の防煙区画					
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					

番号	点 検 項 目 等		点 検 結 果			備 考
			指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格	
4 予備電源						
(1)	自家用 発 電 装 置	自家用発電装置等の 状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)		自家用発電装置の 性能	電源の切替えの状況			
(14)			始動の状況			
(15)			運転の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
(18)	直 結 エ ン ジ ン	直結エンジンの 外 観	直結エンジンの設置の状況			
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況			
(23)			Vベルト			
(24)			接地線の接続の状況			
(25)			絶縁抵抗			
(26)		直結エンジンの 性能	始動及び停止並びに運転の状況			
(27)			運転の状況			
5 上記以外の点検項目						
特記事項						
番号	点 検 項 目	指 摘 の 具 体 的 内 容 等	改 善 策 の 具 体 的 内 容 等	改 善 （ 予 定 ） 年 月		

（注意）

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(2/4)第二（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(2/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

- [10] 5「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

点検記録表
(非常用の照明装置)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正		
				既 存 不 適 格		
1 照明器具						
(1)	非常用の 照明器具	使用電球、ランプ等				
		照明器具の取付けの状況				
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能				
(2)	照度	照度の状況				
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(4)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	配 線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
4 電池内蔵形の蓄電池						
(1)	配線及び 充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
5 電源別置形の蓄電池						
(1)	蓄 電 池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			蓄電池室の換気の状況			
(3)			蓄電池の設置の状況			
(4)		蓄電池の性能	電圧			
(5)			電解液比重			
(6)			電解液の温度			
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(8)			キュービクルの取付けの状況			
6 自家用発電装置						
(1)	自 家 用 発 電 装 置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)		自家用発電装置等の性能	電源の切替えの状況			
(14)			始動の状況			
(15)			運転の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			

番号	点 検 項 目 等	点 検 結 果			備 考
		指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格	
7	上記以外の点検項目				
特記事項					
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

（注意）

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(3/4)（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(3/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 7「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検様式 3-2-4

点検記録表
(給水設備及び排水設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資 格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目 等	点検結果			備考
		指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
1 飲料用の配管設備及び排水設備					
(1)	(隠蔽飲料用分配管及び埋設排水分配管を除く。)	配管の取付けの状況			
(2)		配管の腐食及び漏水の状況			
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況			
(4)		継手類の取付けの状況			
(5)		保温措置の状況			
(6)		防火区画等の貫通措置の状況			
(7)		配管の支持金物			
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況			
(9)		止水弁の設置の状況			
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況			
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況			
2 飲料水の配管設備					
(1)	並びに飲料用の給水タンク	給水タンク等の設置の状況			
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況			
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況			
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況			
(5)		給水ポンプの運転の状況			
(6)		給水タンク及ポンプ等の取付けの状況			
(7)		給水タンク等の内部の状況			
(8)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況			
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況			
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況			
(11)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造			
3 排水設備					
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ			
(2)		排水槽の通気の状況			
(3)		排水漏れの状況			
(4)		排水ポンプの設置の状況			
(5)		排水ポンプの運転の状況			
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況			
(7)	(配管再利用を含む。水道設備を)	雑用水の用途			
(8)		雑用水給水栓の表示の状況			
(9)		配管の標識等			
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況			
(11)		消毒装置			
(12)	衛生器具	衛生器具の取付けの状況			
(13)	その他 排水トラップ	排水トラップの取付けの状況			
(14)	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況			

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
(15)	その他	公共下水道等への接続の状況				
(16)		雨水排水立て管の接続の状況				
(17)		排水の状況				
(18)		掃除口の取付けの状況				
(19)		雨水系統との接続の状況				
(20)		間接排水の状況				
(21)		通気管	通気開口部の状況			
(22)	通気管の状況					
4 上記以外の点検項目						
特記事項						
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			改善（予定）年月

（注意）

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(4/4)（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(4/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 4「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3－3の様式に従い添付してください。

点検様式 3－3

関係写真
(建築設備（昇降機を除く）)

部位	番号	点検項目等	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目等	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

- (注意)
- [1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ点検様式3－2－1～3－2－4の番号、点検項目等に対応したものを記入してください。
 - [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日		測定機器 メーカー名			型式番号等	
階	室名	必要換気量 (m3/h)	換 気 方 式	換気設備機種名 *注1)	換気状況の評価*注2)	判 定
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正
			一 種 ・ 二 種 ・ 三 種			指摘なし・要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。
 注2) 「換気状況の評価欄」には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。
 これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

[illegible]

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

別表 3 排煙風量測定記録表 (A 4) *注1)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等			
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示		排煙機の規定風量 最大防煙区画面積 m2× 1 or 2 = m3/min		
2	排 煙 口					判 定	
	階	室 名	排煙口面積 (m2)	測定風速 (m/s)	測定風量 (m3/min)		規定風量 (m3/min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
	3	排 煙 機					判 定
排煙機 (番号等)		煙排出口面積 (m2)	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m3/min)	規定風量 (m3/min)		
							指摘なし・要是正
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無		予備電源又は直結エンジン切り替え				
	有 ・ 無		指摘なし・要是正				
5	排煙系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)						

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。

注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 3－2 排煙風量測定記録表（A 4） 給気式（特殊な構造の排煙設備）

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等			
1	給気送風機系統(機器番号等)		給気送風機銘板表示		給気送風機の性能(風量) m3/min		
2	排 煙 口					判 定	
	階	室 名	排煙口面積 (m2)	測定風速 (m/s)※注1)	測定風量 (m3/min)		規定風量 (m3/min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
	3	直結エンジン（内燃エンジン）の有無		予備電源又は直結エンジン切り替え			
有 ・ 無		指摘なし・要是正					
5	排煙系統図（給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること）						

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表３－３ 排煙風量測定記録表（Ａ４） 加圧式（加圧防排煙設備）

測定年月日		測定機器		メーカー名		型式番号等		
1	給気送風機系統(機器番号等)		給気送風機銘板表示			給気送風機の性能（風量）		
					m3/min			
2	遮 煙 開 口 部 ・ 空 気 逃 し 口							判 定
	階	室 名	空気逃し口の方式※注1)	測定排出風速※注2)(m/s)	規定排出風速※注3)(m/s)	算定式※注3)	遮煙開口部の高さ（m）	
			1. 自然方式 ☐ 2. 機械方式 ☐ 3. 併用方式 ☐					指摘なし・要是正
			1. 自然方式 ☐ 2. 機械方式 ☐ 3. 併用方式 ☐					指摘なし・要是正
			1. 自然方式 ☐ 2. 機械方式 ☐ 3. 併用方式 ☐					指摘なし・要是正
			1. 自然方式 ☐ 2. 機械方式 ☐ 3. 併用方式 ☐					指摘なし・要是正
			1. 自然方式 ☐ 2. 機械方式 ☐ 3. 併用方式 ☐					指摘なし・要是正
3	直結エンジン（内燃エンジン）の有無		予備電源又は直結エンジン切り替え					
	有 ・ 無		指摘なし・要是正					
4	排煙系統図（給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること）							

注1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。

注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算定し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。

① $V=2.7\sqrt{H}$ ② $V=3.3\sqrt{H}$ ③ $V=3.8\sqrt{H}$

注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 4 非常用の照明装置の照度測定表 (A 4)

測定年月日		測定機器　メーカー名		型式番号等	
光　源　の　種　類	最低照度の測定場所			最　低　照　度　（lx）	判　定
	階	部屋・廊下等			
白　熱　灯					指摘なし・要是正
蛍　光　灯					指摘なし・要是正
その他（　　）					指摘なし・要是正

(別紙)

階 別	測定場所	測定位置 ^{*注1)}	光源の種類 ^{*注2)}	照 度 (lx)

注1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。
注2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電池内蔵のものにあっては、(内)と付す。

点検様式4-1

定期点検記録
(防火設備)

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

令和 年 月 日

施設管理者

【1. 対象建築物】
【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】
【2. 管理者】
【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】
【3. 点検による指摘の概要】
☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】				
【イ. 階数】	地上	階	地下	階
【ロ. 建築面積】	㎡			
【ハ. 延べ面積】	㎡			
【2. 確認済証交付年月日等】				
【イ. 確認済証交付年月日】	昭和・平成・令和	年	月	日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】	□建築主事 □指定確認検査機関 ()			
【ハ. 検査済証交付年月日】	昭和・平成・令和	年	月	日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】	□建築主事 □指定確認検査機関 ()			
【3. 点検日等】				
【イ. 今回の点検】	令和	年	月	日実施
【ロ. 前回の点検】	□実施 (令和 年 月 日報告) □未実施			
【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】	□有 □無			
【4. 防火設備の点検者】				
(代表となる点検者)				
【イ. 資格等】	() 建築士	()	登録第	号
	防火設備検査員		第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】				
【ハ. 氏名】				
【ニ. 所属又は勤務先】	() 建築士事務所	()	知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】				
【ヘ. 所在地】				
【ト. 電話番号】				
(その他の点検者)				
【イ. 資格】	() 建築士	()	登録第	号
	防火設備検査員		第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】				
【ハ. 氏名】				
【ニ. 所属又は勤務先】	() 建築士事務所	()	知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】				
【ヘ. 所在地】				
【ト. 電話番号】				
【5. 防火設備の概要】				
【イ. 避難安全検証法等の適用】				
	□階避難安全検証法 (階)			
	□全館避難安全検証法			
	□その他 ()			
【ロ. 防火設備】				
	□防火扉 (枚) □防火シャッター (枚)			
	□耐火クロスクリーン (枚) □ドレンチャー (台)			
	□その他 (台)			
【6. 防火設備の点検の状況】				
【イ. 指摘の内容】	□要是正の指摘あり (□既存不適格) □指摘なし			
【ロ. 指摘の概要】				
【ハ. 改善予定の有無】	□有 (平成 年 月に改善予定) □無			
【7. 防火設備の不具合の発生状況】				
【イ. 不具合】	□有 □無			
【ロ. 不具合記録】	□有 □無			
【ハ. 改善の状況】	□実施済 □改善予定 (令和 年 月に改善予定)			
	□予定なし			
【8. 備考】				

(第三面)

防火設備に係る不具合の状況

不具合等を 把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定) 年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 建築基準法第12条又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の防火設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4欄は、代表となる点検者並びに点検に係る防火設備に係るすべての点検者について記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑫ 5 欄の「ロ」は、点検対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。

⑬ 6 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑭ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

⑮ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑯ 前回点検時以降に把握した火災時の防火設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7 欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7 欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

① 第三面は、前回点検時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「―」を記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表
(防火扉)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目		点 検 事 項	点検結果			備考	
				指摘 なし	要是正	既 存 不適格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況					
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況					
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況					
(4)		危害防止装置	作動の状況					
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置					
(6)			感知の状況					
(7)			温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況					
(9)			結線接続の状況					
(10)			接地の状況					
(11)			予備電源への切り替えの状況					
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況					
(13)			容量の状況					
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況					
(15)			再ロック防止機構の作動の状況					
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況					
(17)			防火区画の形成の状況					
上記以外の点検項目								
特記事項								
番号	点検項目		指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月		

- (注意)
- [1]

この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2]

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3]

「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4]

該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [5]

「点検結果」欄は、表2-2-3(1/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6]

「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(1/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表 (ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7]

「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8]

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9]

「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。

- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式 4－3 の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、点検様式 4－3 の様式は点検様式 4－2－2、点検様式 4－2－3 又は点検様式 4－2－4 の各々の点検様式 4－3 に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式 4－4 の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式 4－3 の様式に明記してください。

点検様式 4-2-2

点検記録表
(防火シャッター)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目	点 検 事 項	点検結果			備考
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)			スプロケットの設置の状況※			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)			予備電源への切り替えの状況			
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況				

上記以外の点検項目

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(2/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(2/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- [10] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を() 書きで記入してください。
- [12] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [13] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検様式 4-2-3

点検記録表
(耐火クロススクリーン)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目	点 検 事 項	点検結果			備考
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	耐火 クロス スクリー ン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイド レール	劣化及び損傷の状況			
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(11)			作動の状況			
(12)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙複合 式感知器及び熱感知 器	設置位置			
(13)			感知の状況			
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(15)			結線接続の状況			
(16)			接地の状況			
(17)			予備電源への切り替えの状況			
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(19)			容量の状況			
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況				
(23)		防火区画の形成の状況				

上記以外の点検項目

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予 定）年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(3/4)(い)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(3/4)(い)欄に掲げる点検項目について同表(ろ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっての特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検様式 4-2-4

点検記録表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏 名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点 検 項 目		点 検 事 項	点検結果			備考
				指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
(1)	ドレン チャー ー等	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況				
(3)		開閉弁	開閉弁の状況				
(4)		排水設備	排水の状況				
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況				
(6)			給水装置の状況				
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況				
(8)			結線接続の状況				
(9)			接地の状況				
(10)			ポンプ及び電動機の状況				
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況				
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況				
(14)				圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
(15)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(16)			感知の状況				
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況				
(18)			結線接続の状況				
(19)			接地の状況				
(20)			予備電源への切り替えの状況				
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(22)			容量の状況				
(23)		自動作動装置	設置の状況				
(24)		手動作動装置	設置の状況				
(25)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況				
(26)			防火区画の形成の状況				
上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目		指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等			改善（予定）年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を() 書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-3の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検様式 4－4

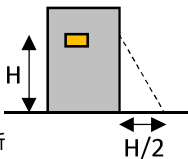
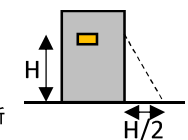
関係写真
(防火設備)

部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

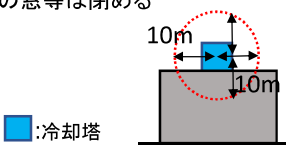
部位	番号	点検項目	点検結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

- (注意)
- [1] この書類は、点検の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式4－2－1～4－2－4の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
 - [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

点検を行うことが必要である。
に記載している事項は一例であり、網羅されているものではなく、重大な事故等につながる恐れがあると考えられる事項は同様に抽出し、対応が必要である。

	点検項目	指摘内容	被害想定	ソフト面での応急措置	修繕工事(応急措置)
が地盤	【塀】 	・ひび割れが多数見られる ・傾斜している ・破損している個所がある	・塀の転倒により歩行者が下敷きになる恐れがある	・塀が転倒する恐れがある範囲を立入禁止とする	・塀の撤去及び必要に
	【擁壁】 	・ひび割れが発生している ・傾斜している ・破損している個所がある ・水抜きパイプが3m以内ごとに1か所以上設けられていない ・水抜きパイプが詰まっている	・擁壁の崩落により、歩行者が生き埋めになる恐れがある	・擁壁が倒壊する恐れがある範囲を立入禁止とする ・水抜きパイプを清掃する	・擁壁を修繕する
の外部	【外壁:躯体・外装仕上げ材等】 	・躯体又は外装材にひび割れが見られる ・躯体又は外装材が欠損及び剥落している ・鋼材全面に錆が発生している	・躯体又は外装材が剥落し歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故の恐れがある	・当該壁面の前面かつ当該指摘箇所の高さの概ね2分の1の水平面内を立入禁止とする  ■:指摘箇所	・外装材等を修繕する ・落下しそうな外装材等雨漏れ対策としてシー ・施設運営上止むをえ必要のある部分に落下設(仮設足場等)を設置
	【外壁:窓サッシ等】 	・サッシが変形している ・劣化により錆が発生している ・ビスが緩んでいる	・サッシ、ガラス、部品が歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故の恐れがある	・当該窓を使用禁止にする ・当該壁面の前面かつ当該指摘箇所の高さの概ね2分の1の水平面内を立入禁止とする  ■:指摘箇所	・サッシを取替える ・施設運営上止むをえ必要のある部分に落下設(仮設足場等)を設置
	【外壁:広告板、空調室外機等】 	・電線にゆるみや断線が見られる ・本体及び支持部材に変形、損傷、錆、腐食が見られる ・傾きが見られる ・照明装置が点灯しない ・基礎にひび割れが見られる	・電線が垂下がり、歩行者に接触し、感電事故の恐れがある ・部品等が歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故につながる	・ゆるみや断線が見られる電線に触れられないよう周囲を立入禁止とする ・広告板等が落下又は転倒する恐れがある範囲を立入禁止とする	・撤去及び必要に応じ ・施設運営上止むをえ必要のある部分に落下設(仮設足場等)を設置
	【屋根】 	・瓦等に割れが見られる ・緊結金物に著しい腐食が見られる	・瓦等が歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故の恐れがある	・建物周囲を立入禁止とする	・瓦等を葺き替える ・落下しそうな瓦等を撤れ対策としてシート等で ・施設運営上止むをえ必要のある部分に落下設(仮設足場等)を設置
が屋根	【機器及び工作物】 	・本体及び支持部材に変形、損傷、錆、腐食が見られる	・部品等が歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故の恐れがある	・機器及び工作物が落下又は転倒する恐れがある範囲を立入禁止とする	・撤去及び必要に応じ ・施設運営上止むをえ必要のある部分に落下設(仮設足場等)を設置
	【防火区画】 	・内装材が不燃材料でない ・防火戸が設置されていない	・火災時に上階へ炎が延焼し、重大な人身事故の恐れがある ・火災時に煙が建物内に蔓延し、一酸化炭素中毒による重大な人身事故の恐れがある ・避難階段が炎や煙で使用できず、建物内に残り残される恐れがある	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する	・内装材を不燃材料に ・防火戸を新設する ・不適切な内装材を撤存躯体がRC造の場合
が天井	【天井】 	・天井材に大きなたわみが見られる ・天井材の一部が落下している ・天井材に損傷が見られる ・天井下地材の外れ、ゆるみが見られる	・施設利用者の頭部に天井材が落下し、重大な人身事故の恐れがある	・当該室又は、周囲を立入禁止とする	・天井材又は下地材を ・天井(下地材共)を撤

内部	【防火設備】 	・随時閉鎖式防火戸がヒューズ式になっている ・くぐり戸が無い ・くぐり戸が避難方向と逆向きに開く ・完全に閉鎖しない ・物品等が放置され、閉鎖又は作動の支障となっている	・火災時に炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある ・火災時にスムーズに避難ができず、逃げ遅れる恐れがある	・放置している物品等を移動させる ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する	・防火設備を修繕又は新設する
	【警報設備】 	・設計図書に記載されている箇所に設置されていない ・周辺に作動障害となる照明機器等がある ・感知器等が変形している	・火災時に防火扉や消火設備が作動せず、炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある ・火災時に作動せず、逃げ遅れる恐れがある	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する ・警報設備の作動しない部屋を使用禁止とする	・適切な位置に警報設備を設置する ・作動障害となる照明機器等を撤去する ・不良箇所を修繕する
	【避難通路・廊下】 	・部屋を間仕切りしたため、歩行距離や幅員が不適合となっている ・避難通路に物品等が放置されており、幅員が不足している	・発災時に避難に時間がかかり、逃げ遅れる恐れがある	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する ・放置している物品等を移動させる	・適切な歩行距離や幅員、間仕切りを撤去する
	【出入口】 	・扉前に物品等が放置されており、出口幅の不足や、使用できなくなっている ・出口が鍵なしでは開錠できない錠で施錠されており、発災時に容易に解錠できない	・発災時に避難ができず、逃げ遅れる恐れがある	・放置している物品等を移動させる	・出口の錠を発災時にできる錠に取り換える
設備等	【避難上有効なバルコニー】 	・バルコニーを居室に改造している ・手摺が損傷・劣化している ・物品等が放置されており、避難上有効な状態でない ・避難ハッチが開閉できない	・発災時にバルコニーが使用できず、逃げ遅れる恐れがある ・手摺を使用した際に手摺と一緒に転落する恐れがある	・放置している物品等を移動させる ・当該壁面の前面かつ当該指摘箇所の高さの概ね2分の1の水平面内を立入禁止とする 	・バルコニーを使用できない居室部を撤去する ・手摺を修繕する ・施設運営上止むを得ない必要のある部分に落下防止（仮設足場等）を設置する
	【階段】 	・物品等が放置されており、避難上有効な状態でない	・発災時に避難に時間がかかり、逃げ遅れる恐れがある	・放置している物品等を移動させる	・
	【排煙設備等：防煙壁】 	・防煙垂れ壁や防煙区画の壁が撤去されている ・防煙垂れ壁が損傷している ・可動式防煙壁が作動しない	・火災時に煙が蔓延することで、一酸化炭素中毒による重大な人身事故の恐れがある	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する	・防煙垂れ壁等の防煙設備を修繕又は新設する
	【排煙設備等：排煙設備】 	・排煙設備が作動しない ・手動開閉装置が損傷しており操作できない ・物品等により、操作盤や排煙口が塞がれている	・火災時に排煙ができず、一酸化炭素中毒による重大な人身事故の恐れがある	・居室の使用時は窓を開け換気を行う ・放置している物品等を移動させる	・排煙設備を修繕する
設備等	【その他の設備等：非常用の進入口等】 	・非常用進入口に格子等が取り付けられ、進入ができない ・内側に物品等が放置され進入の障害となる ・進入口の表示がない	・発災時の救助や消火活動が行えない恐れがある	・放置している物品等を移動させる	・非常用進入口に取り付けの格子を撤去する ・進入口の表示を設置する

2		- 電線にゆるみや断線が見られる - 本体及び支持部材等に変形、損傷、錆、腐食が見られる - 傾きが見られる - 照明装置が点灯しない - 基礎にひび割れが見られる	- 電線が垂下がり、歩行者に接触し、感電事故の恐れがある - 部品等が歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故につながる	- ゆるみや断線が見られる電線に触れられないよう周囲を立入禁止とする - 広告板等が落下又は転倒する恐れがある範囲を立入禁止とする	- 撤去及び必要に応じ、 - 施設運営上止むをえない必要のある部分に落下防止(仮設足場等)を設置
	【設備機器全般】 	設備機器の基礎がき裂又は破損している	破損部分及び設備機器が落下又は転倒により歩行者が下敷きになる恐れがある	- 歩行者が通行する範囲を立入禁止とする - 設備機器が落下又は転倒する恐れがある範囲を立入禁止とする	- 撤去及び必要に応じ、 - 施設運営上止むをえない必要のある部分に落下防止(仮設足場等)を設置 - 破損した部品等がある場合は回収する
	【設備機器全般】 	設備機器本体及び支持部材に変形、損傷、錆、腐食が見られる	設備機器等が落下又は転倒により歩行者が下敷きになる恐れがある	- 歩行者が通行する範囲を立入禁止とする - 設備機器が落下又は転倒する恐れがある範囲を立入禁止とする	- 撤去及び必要に応じ、 - 施設運営上止むをえない必要のある部分に落下防止(仮設足場等)を設置 - 破損した部品等がある場合は回収する
備及び口設備	【換気扇】 	- 故障している - 調理室等の必要換気量を満足していない - ダンパーが故障(常時閉鎖)している	換気できないことにより一酸化炭素中毒が発生し重大な人身事故の恐れがある	調理器具等を使用禁止とする	換気扇、ダンパーを修理する
	【排気筒、排気フード及び煙突】 	腐食により孔が開き排気ガス等が漏れている	換気できないことにより一酸化炭素中毒が発生し重大な人身事故の恐れがある	設備機器を使用禁止とする	漏れている箇所を修繕する
	【冷却塔】 	薬液注入装置が故障している	レジオネラ属菌の増殖によりレジオネラ症を発症する恐れがある	- 冷却塔運転時(冷房時)は10m以内を立入禁止とする - 冷却塔運転時(冷房時)は10m以内の外気取入口を塞ぎ、居室の窓等は閉める 	- 冷却塔の清掃及び換気扇の清掃 - 投入形式の薬剤を投入する
	【排煙機】 	- 排煙機が故障している - 必要排煙風量を満足していない - 物品等により、排煙口が塞がれている	火災時に排煙できないことにより避難に支障をきたし、火災に巻き込まれ重大な人身事故の恐れがある	- 迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する - 懐中電灯を各部屋などに設置しておく - 排煙口を塞いでいる物品等を移動させる	排煙機を修繕する
D照明	【非常照明】 	- 非常用照明装置が撤去されている - 非常用照明装置のランプが外されている - 点灯しない - 物品等が照明の妨げとなっている	発災時に避難に時間がかかり、逃げ遅れる恐れがある	- 迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する - 懐中電灯を各部屋などに設置しておく - 放置している物品等を移動させる - ランプを設置する	非常用照明装置を修理する
	【飲料用給水タンク】 	- 防虫網が欠損している - タンクが腐食又は欠損し漏水している - 内部に異物がある	昆虫、鼠等がタンク内に侵入すること及び内部に異物があることで水質が汚染され、食中毒が発生する恐れがある	飲料用として使用しない	- 防虫網を修繕する - 異物を回収する - 水質検査を実施する

	【各配管】 	・配管に著しい腐食または漏水等がある	・ガス管の場合、火災が発生する恐れがある ・給湯管の場合、熱湯が吹き出し、火傷の恐れがある	・漏水等のある管が接続された設備機器を使用禁止とする	・配管を修繕する
	【防火扉】 	・防火扉の軌跡の範囲内に物品等が放置されている ・金具の劣化等により、閉鎖しない ・枠と扉に隙間がある ・ぐらつき、緩み又は浮き等が発生している ・危害防止装置が未設置又は作動不良となっている	・火災時防火扉が閉鎖せず、炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある ・閉鎖時に人が挟まれ、重大な人身事故の恐れがある	・放置している物品等を移動させる ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する	・防火扉を撤去し、新設 ・不良箇所を修繕する ・劣化部の部品を交換 ・危害防止装置を設置する
	【防火シャッター・耐火クロススクリーン】 	・降下位置に物品等が放置されている ・ローラチェーンがボルトと干渉している ・シャッターやケース等に劣化等が見られる ・隙間が空いている ・危害防止装置が未設置又は作動不良となっている	・火災時防火シャッターが閉鎖せず、炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある ・防火シャッターが急に降下し、施設利用者の頭部に落下し、重大な人身事故の恐れがある ・閉鎖時に人が挟まれ、重大な人身事故の恐れがある	・放置している物品等を移動させる ・防火シャッター等を通らないように通行禁止にする ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する	・防火シャッター等を撤する ・不良箇所を修繕する ・劣化部の部品を交換 ・危害防止装置を設置する
	【ドレンチャー等】 	・物品等が放置され、手動作動装置の操作に支障がある ・水幕形成の妨げとなる障害物が設けられている ・弁の開閉操作ができない ・スイッチが破損又は作動しない	・火災時に必要な水幕が形成できず、炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある	・放置している物品等を移動させる ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する	・不良箇所を修繕する
	【連動機構：各感知器】 	・機器が作動不良となっている	・火災時防火扉が閉鎖せず、炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する	・不良箇所を修繕する
	【連動機構：連動制御器等】 	・連動制御機器が作動不良となっている ・温度ヒューズが切れている ・バッテリーの動作保証期限が切れている	・火災時防火扉が閉鎖せず、炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する	・不良箇所を修繕する
	【連動機構：閉鎖装置・作動装置】 	・機器が作動不良となっている	・火災時防火扉が閉鎖せず、炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する	・不良箇所を修繕する
	【総合的な作動の状況】 	・完全に閉鎖しない ・閉鎖途中で停止した ・感知器等に連動して閉鎖しない	・火災時に炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある ・火災時にスムーズに避難ができず、逃げ遅れる恐れがある	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する	・防火設備を撤去し、新設 ・不良箇所を修繕する ・劣化部の部品を交換
	【エレベーター等】 	・制御基板に絶縁不良が見られる ・巻上機のブレーキの保持力が不足している ・ロープに変形や摩耗が見られる ・その他、要是正の指摘がある	・制御装置が正常に動作せず、利用者が扉に挟まれ、重大な人身事故の恐れがある ・巻上機のブレーキが動作せず、エレベーターかごが躯体に衝突し、重大な人身事故の恐れがある ・ロープの切断により、エレベーターかごが落下し、重大な人身事故の恐れがある	・当該昇降機の使用を停止する	・不良箇所を修繕する ・劣化部の部品を交換
（昇降機）					